

一般職及び一般職の職員の能力等級制に関する法律

目次

第一章	総則（第一条―第三条）
第二章	能力等級制（第四条―第七条）
第三章	能力等級制の実施（第八条―第十四条）
第四章	雑則（第十五条・第十六条）
附則	

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二十九条第一項の規定に基づき、同法第二条に規定する一般職に属する職及び一般職に属する職員（以下それぞれ「官職」及び「職員」という。）の能力等級制に関する事項について定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者をいう。

（内閣総理大臣の権限及び責務）

第三条 内閣総理大臣は、この法律の実施に関し、次に掲げる権限及び責務を有する。

- 一 能力等級制を実施し、その責めに任ずること。
- 二 能力等級制の適正な実施を確保するため、任命権者及びその委任を受けた者が行う能力等級制に関する事務の運営に関し、その統一保持上必要な総合調整を行うこと。

第二章 能力等級制

（能力等級制）

第四条 複雑、困難及び責任の度が同程度の官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力（以下「職務遂行能力」という。）は職務の種類に応じておおむね共通していることにかんがみ、官職については、国家行政組織に関する法律の趣旨に従い、その職務の種類並びに複雑、困難及び責任の度に応じて能力等級表に定めるいずれかの能力等級に分類するとともに、職員については、その職務を遂行する上で

發揮する能力に応じて能力等級表に定めるいずれかの能力等級をその職員的能力等級として決定するものとする。

(標準的な官職及び標準職務遂行能力)

第五条 前条の規定による官職の分類については、能力等級表に定める標準的な官職及び標準的な官職の職務遂行能力(以下「標準職務遂行能力」という。)を基準として官職を複雑、困難及び責任の度が同程度であり、かつ、職務遂行能力がおおむね共通していると認められる標準的な官職が定められている能力等級に分類することにより行うものとする。

2 前条の規定による職員的能力等級の決定については、標準職務遂行能力を基準として職員が標準職務遂行能力を有すると認められる場合に当該標準職務遂行能力に係る標準的な官職が定められている能力等級をその職員的能力等級として決定することにより行うものとする。

(能力等級表)

第六条 前二条に規定する能力等級表(以下「能力等級表」という。)の種類は、次に掲げるとおりとし、各能力等級表の適用範囲は、それぞれ当該能力等級表に定めるところによる。

- 一 行政職能力等級表(別表第一)
 - イ 行政職能力等級表(一)
 - ロ 行政職能力等級表(二)
- 二 専門行政職能力等級表(別表第二)
- 三 税務職能力等級表(別表第三)
- 四 公安職能力等級表(別表第四)
 - イ 公安職能力等級表(一)
 - ロ 公安職能力等級表(二)
- 五 海事職能力等級表(別表第五)
 - イ 海事職能力等級表(一)
 - ロ 海事職能力等級表(二)
- 六 教育職能力等級表(別表第六)
 - イ 教育職能力等級表(一)

- ロ 教育職能力等級表(二)
 - 七 研究職能力等級表(別表第七)
 - 八 医療職能力等級表(別表第八)
 - イ 医療職能力等級表(一)
 - ロ 医療職能力等級表(二)
 - ハ 医療職能力等級表(三)
 - 九 福祉職能力等級表(別表第九)
 - 十 指定幹部職能力等級表(別表第十)
- (標準的な官職に関する特例)
- 第七条 内閣総理大臣は、国家公務員法第三十一条第二項後段の規定の趣旨を達成するため、能力等級表に定める標準的な官職のほか、複雑、困難及び責任の度がこれらに準ずる標準的な官職を定めることができる。

2 前項の場合における第五条の規定の適用については、同条第一項中「能力等級表に定める標準的な官職

及び」とあるのは、「能力等級表に定める標準的な官職及び第七条第一項の規定により内閣総理大臣が定める標準的な官職並びに」とする。

第三章 能力等級制の実施

(官職の分類)

第八条 第四条の規定による官職の分類は、予算で定める能力等級ごとの定数に係る制限の範囲内で、任命権者が行う。

(職員の能力等級の決定)

第九条 第四条の規定による職員の能力等級の決定は、次条から第十四条までの規定の定めるところにより、任命権者又はその委任を受けた者が行う。

(新たに能力等級表の適用を受ける職員となつた者の能力等級)

第十条 新たに能力等級表の適用を受ける職員となつた者の能力等級は、任命された官職が分類されている能力等級とする。

2 前項の規定により決定される能力等級については、国家公務員法第五十九条の規定を準用する。

(昇格)

第十一条 国家公務員法第五十八条の二の規定により昇任された職員の能力等級は、任命された官職が分類されている能力等級とする。

2 前項の規定により決定される能力等級については、国家公務員法第五十九条の規定を準用する。

(降格)

第十二条 国家公務員法第五十八条の二の規定により降任された職員の能力等級は、任命された官職が分類されている能力等級とする。

(異なる能力等級表が適用される官職に転任された職員の能力等級)

第十三条 国家公務員法第五十八条の二の規定により転任された職員であつて現に任命されている官職に適用される能力等級表と異なる能力等級表が適用される官職に転任されたものの能力等級は、任命された官職が分類されている能力等級とする。

(兼職する職員の能力等級)

第十四条 国家公務員法第一百一条第一項中段の法律又は政令の定めるところにより官職を兼ねる職員の能力

等級は、当該官職を兼ねる際に現に決定されている能力等級とする。

第四章 雑則

(人事院の意見の申出等)

第十五条 人事院は、国家公務員法第二条第二項の任務を達成するため、第八条に規定する能力等級ごとの定数について、国会及び内閣に対し、意見を申し出ることができる。

2 人事院は、国家公務員法第三条第二項の任務を達成するため、第五条第一項（第七条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する標準職務遂行能力及び第七条第一項の規定により内閣総理大臣が定める標準的な官職について、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができる。

3 人事院は、国家公務員法第三条第二項の任務を達成するため、能力等級制の実施状況について、内閣総理大臣又は任命権者若しくはその委任を受けた者に対し、必要な報告を求めることができる。

(政令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、国家公務員法の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条第四項並びに附則第四条第六項及び第七項の規定 公布の日

二 附則第四条第一項の規定 国家公務員法の一部を改正する法律の施行前の日で別に法律で定める日

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する職員（以下「在職職員」という。）は、当該在職職員が施行日において任命されている官職（以下「在職官職」という。）が分類されている能力等級の標準職務遂行能力（当該能力等級について二以上の標準的な官職が定められている場合には、当該在職官職の分類の基準とされた標準的な官職に係るもの）を、施行日において有するものとみなす。

2 在職職員の能力等級は、当該在職職員の在職官職（在職官職を兼ねる在職職員にあつては、在職官職を兼ねる直前に任命された在職官職）が分類されている能力等級とする。

3 在職職員に関する第九条の規定の適用については、同条中「次条から第十四条まで」とあるのは、「次条から第十四条まで及び附則第二条第二項」とする。

4 前三項に定めるもののほか、この法律（次条を除く。）の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第三条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置等）

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における一般職の職員の給与に関する法律第六条第三項の規定の適用については、同法第六条第三項中「人事院が定める」とあるのは「標準的な職務の内容を基準として当該職員の職務を分類した場合の職務の級が一般職及び一般職の職員の能力等級制に関する法律（平成十五年法律第 号）第八条の規定の例により当該職員の職務に係る官職を分類した場合の能力等級と一致するように同法別表第一から別表第九までに定める標準的な官職を参酌して、人事院が定める」とする。

2 在職職員のうち前条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「新給与法」という。）の適用を受ける者（次項に規定する者を除く。）の施行日における号俸は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）と同じ号数の号俸とする。

3 在職職員のうち新給与法の適用を受ける者で前条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「旧給与法」という。）の規定により職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた者の施行日における俸給月額は、施行日の前日においてその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に相当する額とする。

4 前二項の規定により施行日における号俸又は俸給月額（以下「新号俸等」という。）を決定される職員に対する施行日以後における最初の給与法第八条第四項又は第六項の規定の適用については、旧号俸又は旧俸給月額を受けていた期間を新号俸等を受ける期間に通算する。

5 前三項の規定の適用については、旧号俸又は旧俸給月額は、旧給与法又は一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第二百十号）附則第十一項から第十三項まで及びこれらに基づく人事院規則の規定に従って定

められたものでなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、前条の規定の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

7 教育職能力等級表の適用を受ける職員の給与に関する事項に関し必要な措置については、別に法律で定める。